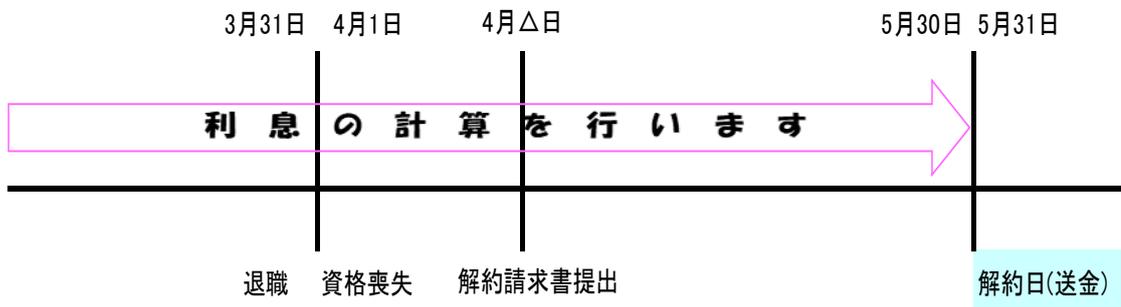


共済貯金の利息計算について

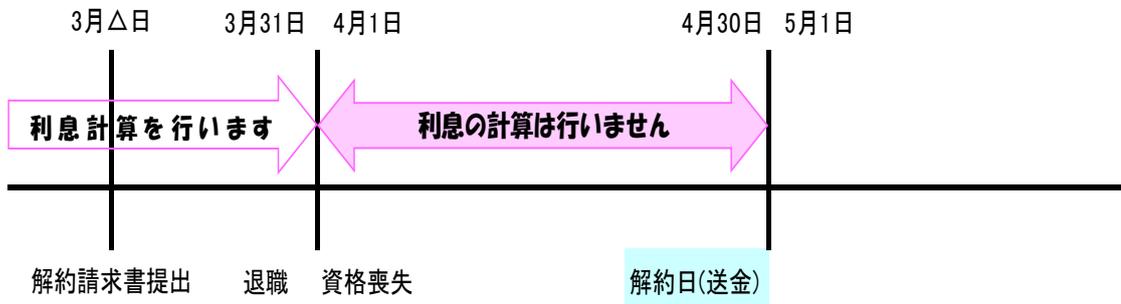
～退職したときの解約利息の計算方法を令和4年4月1日から変更します～

共済貯金に加入できるのは、組合員である期間です。資格喪失に伴い解約請求書が提出された場合、利息の計算は、解約の前日まで行っていますが、このたび貯金規程を改正し、資格喪失日から解約の日までの期間については利息の計算を行わないように変更します。

(現行) 解約の前日までの期間について利息の計算を行う。



(令和4年4月～) 資格喪失日から解約の日までの期間について利息の計算は行わない。



<解約手続きについて>

貯金払戻・解約請求書(様式第5号)を職場の共済組合事務担当課を経由して提出してください。共済組合が毎月末日までに受理したものを翌月末日に、給付金等振込み指定口座へ送金します。

解約請求(共済受理)月 解約(送金)日(注1) ※解約月は払戻・積立はできません。

2月末日締切り → 3月末日

3月末日締切り → 4月末日

(注1) 解約日については、月により変わることがあります。「払戻・解約のスケジュール」で確認してください。

令和4年3月退職予定の方は、解約請求書を3月中にご提出くださるようお願いいたします。

なお、3月末日の解約(送金)を希望する場合は、2月中に共済組合へ届くようにご提出ください。その場合、解約月となる3月は、積立、払戻しができませんのでご注意ください。

～在職者の利息の計算方法も変更します～

在職期間の利息計算についても令和4年4月1日から変更します。

現行 … 「貯金の払込みの日の属する月の末日から払戻し又は解約の前日までの期間」について利息の計算を行う。

改正後… 「貯金の払込みの日の属する月の翌月初日から払戻し又は解約の日までの期間」について利息の計算を行う。

(例) 10月22日に1万円を払い込む場合

払込日	積立日	付利期間	
		現行	改正後
10月22日	10月31日	10月31日から	11月1日から

※払込日の属する月の末日が積立日となります。

(例) 10月15日に10万円を払い戻す場合

払戻請求日	払戻日	付利期間	
		現行	改正後
9月30日	10月15日	10月14日まで	10月15日まで